

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月15日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

給食室回転釜給水管の漏水箇所の修繕

2 履行(納品)場所

南区別所6-3-1
別所小学校

3 契約日

令和4年9月27日

4 履行日又は履行期間

令和4年10月1日

5 契約金額

327,800円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4-1-2
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

別所小学校において、給食室回転釜給水管の漏水がおきたため、修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

給食室の回転釜給水管修繕にも対応でき、名簿登録のある会社であり、南区の本校にも迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管

別所小学校